

条例改正の概要【屋外広告物の安全対策の強化について】

1 条例改正の趣旨

近年、適切に管理されていない屋外広告物の落下事故等が全国で発生している現状を踏まえ、先般、国の屋外広告物条例ガイドラインにおいて、安全対策に関する改正が行われ、これを受けて本市の屋外広告物条例及び規則を改正するものである。

2 有資格者による安全点検の義務化

現行の条例においては、許可が必要な広告物又は掲出物件について、その表示者、設置者等に対し、1年に1回の更新許可申請の際に、自主点検を行った安全点検報告書の提出を義務付けているが、今後は、危険度が高い特定の広告物又は掲出物件について、自主点検に加えて定期的に資格を有する者に点検させ、報告することを義務付ける。

(1) 有資格者による点検が必要な広告物又は掲出物件（事例：裏面参照）

ア 広告物の表示又は掲出物件の設置の日から起算して5年を経過したもの

イ 平看板、広告塔、アーチ看板、若しくは建築物又は工作物を利用して表示し、又は掲出するもの（直塗のもの、シートを直接貼り付けるもの及び光を投影して表示するものを除く。）

ウ 広告物若しくは掲出物件自体の高さが4メートルを超えるもの又は表示面積が10平方メートルを超えるもの

(2) 上記(1)の点検者は、次のいずれかの資格を有する者に限る。

○屋外広告士

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者

○建築士

建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士

○電気工事士

電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士

○電気主任技術者

電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号から第3号に規定する主任技術者免状の交付を受けている者

○上記に掲げる者と同等以上の知識を有すると市長が認める者

公益社団法人日本サイン協会及び一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習の修了者

(3) 有資格者による定期点検の報告時期

設置の日から起算して5年を経過した後に行う許可申請のとき、以後3年毎の申請のとき

3 管理義務の明確化

屋外広告物の表示者、設置者、管理者、所有者及び占有者に対して、屋外広告物の補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持することを義務付ける。

「所有者」…広告が表示される建築物や工作物等の物件を所有する者

→ 掲出物件が設置されたビルのオーナー、野立看板のオーナー など

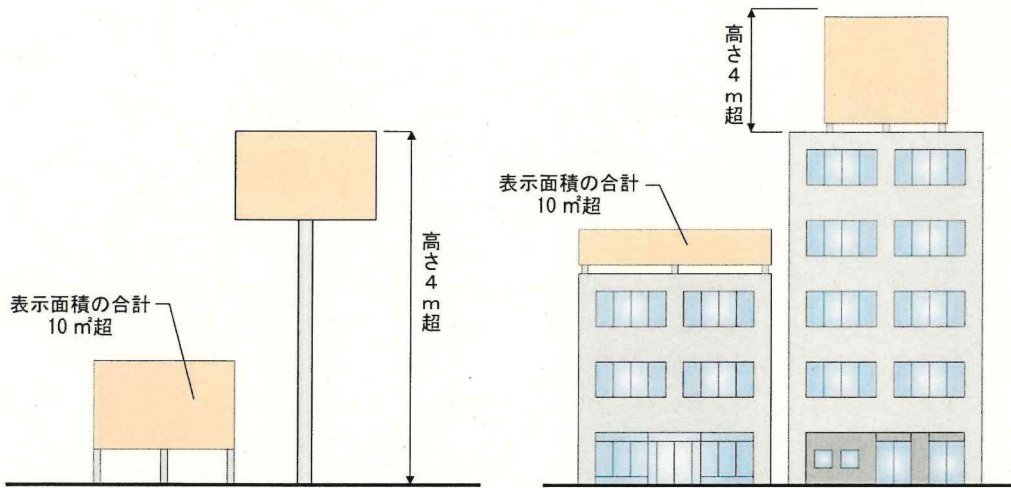
「占有者」…広告が表示される建築物や工作物等の支配権を有し、実際に使用便益している者

→ 掲出物件を賃借し、広告物を表示している広告代理店や民間業者 など

4 施行日（改正内容が適用される日）

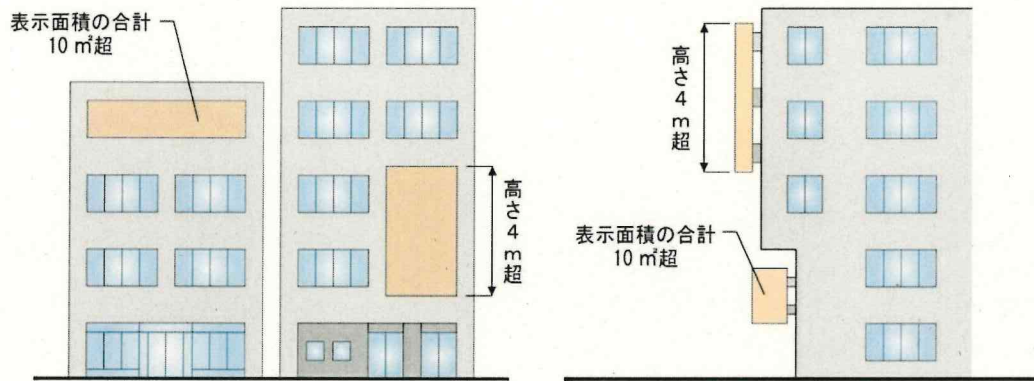
令和2年10月1日

《有資格者による安全点検の対象となる広告物の例》



《平看板・広告塔》

《屋上広告》



《壁面広告》

《突出看板》